

公益社団法人 京都府歯科衛生士会会員福祉給付規程

第1条 京都府歯科衛生士会が定める会員福祉見舞金等はこの規程による。

第2条 この規定により次の給付を行う。

- 1 死亡弔慰金
- 2 被災見舞金

第3条 会員が死亡した場合には遺族に対して次の弔慰金を贈る。

会員歴10年未満 10,000円

会員歴10年以上 20,000円

特に会に功績のあった会員は京都府歯科衛生士会三役の協議により決定し理事会の承認を得る。

第4条 被災見舞金

会員が風、水、震、火災その他の災害により損害を受けた場合には次の見舞金を支給する。

(申請書は様式1による)

床上浸水 5,000円

家屋全半壊、家屋全半焼 10,000円

尚、家屋とは現在会員が居住している家屋とする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成26年8月30日 一部改正